

議案第 2 号

君津市個人番号の利用に関する条例の制定について

君津市個人番号の利用に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の制定に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条)

機関	事務
1 市長	君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年君津市条例第51号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	君津市精神障害者医療費給付条例（昭和50年君津市条例第3号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成8年君津市条例第21号）による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費の助成に	障害者関係情報（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。）であって規

	<p>関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であつて規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報（地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）であつて規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）であつて規則で定めるもの</p> <p>子ども医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>君津市精神障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>君津市ひとり親家庭等の医療費等の</p> <p>障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>

	助成に関する条例	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	による医療費等の	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）によ
	助成に関する事務	る児童扶養手当の支給に関する情報であって規則
	であって規則で定	で定めるもの
	めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39
		年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給
		に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
		るための法律による療養介護又は施設入所支援に
		関する情報であって規則で定めるもの
4	市長	子ども医療費の助
	成に関する事務で	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	あって規則で定め	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	るもの	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養
		育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に
		関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する
		条例による医療費等の助成に関する情報であって
		規則で定めるもの
5	市長	母子保健法による
	養育医療の給付又	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	は養育医療に要す	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	る費用の支給に関	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	する事務であって	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
	規則で定めるもの	国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支
		援に関する法律（平成6年法律第30号）による支
		援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であ
		って規則で定めるもの